

第二百三十四号議案

特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
右の議案を提出する。

令和六年九月十八日

提 出 者 東 京 都 知 事 小 池 百 合 子

特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例
特別区の消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和二十四年東京都条例第六十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号中「禁錮」を「拘禁刑」に、「終わつて」を「終わり、又は執行を受けることがなくなつた日」に改める。
第五条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第四号中「禁こ」を「拘禁刑」に改める。

附 則

この条例は、令和七年六月一日から施行する。

（提案理由）

刑法等の一部を改正する法律（令和四年法律第六十七号）の施行に伴い、規定を整備する必要がある。